

長寿（後期高齢者） 医療制度について のお知らせです

☆平成22年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月に送付します！

平成22年度から保険料率が変わりました。

・均等割額 40,773円
・所得割率 7・71%

☆新たな被保険者証も7月に送付します！！

平成22年度の住民税課税状況などに基づき、8月1日からの自己負担割合および所得区分を判定します。その結果、自己負担割合または所得区分が決定し、7月に新たな被保険者証（色は、引き続きピンク色です。）を送付します。

※年度途中で世帯員の異動があったり、所得が更正された場合は、月単位で負担割合を見直すこととなります。負担割合が変更となる方につきましては、その都度、新しい被保険者証を送付します。

問い合わせ先

住民生活課

☎73・1415

鳥取県後期高齢者医療広域連合
☎0858・32・1097

国民健康保険 からののお知らせ

国民健康保険高齢受給者証の送付について

現在お持ちの高齢受給者証は、7月末が有効期限となっています。平成21年分の住民税課税状況などに基づき、8月1日からの自己負担割合および所得区分を判定し、新しい高齢受給者証をお届けします。

窓口負担額の1割の方は、引き続き平成23年の3月末まで継続となります。

（平成23年3月末まで） 1割

（平成23年4月から） 2割

ジェネリック医薬品希望カードを活用しましょう！

（今年の保険証更新時にお渡ししたパンフレットに2枚ついています。）

○「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」って？

新薬が開発され製品化される

までには、長い年月と莫大な費用がかかります。その分は、価格に反映され、また特許で保護されていますが、この期間が切れるとほかのメーカーも同じ有効成分を使って、医薬品を製造・販売できるようにになります。これが「ジェネリック医薬品」です。

このように「ジェネリック医薬品」は、新薬より開発費用が安く済みますので、安全性や品質も同等で価格も安く抑えられます。このことは、患者さまの負担の軽減だけでなく、医療費の抑制にもつながります。

○どうしたら利用できるの？

ジェネリック医薬品を希望する場合、医師や薬剤師に相談してみよう。その時「ジェネリック医薬品希望カード」を提示すれば、ジェネリック医薬品に変更の意志があることが伝わりやすくなります。



このカード（オレンジ・グリーン）がパンフレットに2枚付いています。

問い合わせ先

住民生活課

☎73・1415

休日検診の お知らせ

がん検診、特定健康診査、高齢者健康診査の休日検診を左記のとおり行います。

当日は、乳がん検診もあわせて行いますので、本年度、まだがん検診、健康診査を受診されていない方は、この機会にぜひお受けください。

なお、受診を希望される方は、事前に予約が必要です。（ただし、申込者が多い場合、受診できないことがありますので、ご了承ください。）

実施日時

7月25日（日）午前8時30分～午前10時受付（予定）

実施場所

岩美すこやかセンター
実施機関 鳥取県保健事業団

検診内容

肺がん、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん検診、特定健康診査、高齢者等健康診査

予約先 健康対策課

予約受付締切日 7月16日（金）

問い合わせ先

健康対策課

☎73・1322

住民生活課
☎73・1415